

様式第3号（第2条関係）

（昭54規則36・昭59規則16・平3規則17・平8規則87・一部改正、平10規則52・旧第11号様式線上・一部改正、平12規則99  
 ・平17規則17・一部改正、平21規則68・旧第6号様式線上・一部改正平27規則37・一部改正、令3規則42・全改）

年 月 日

福島県知事

開設者 住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕  
電話番号

理容所開設届

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定により届け出ます。

記

理容所	名称			電話	
	所在地				
開設者	氏名	年 月 日生	登録（免許証）番号	備考	
			第 号		
理容師法施行規則第19条 ただし書の規定の適用の有無 （該当番号を○印で囲むこと。）		1 適用する      2 適用しない			
管理理容師	氏名	年 月 日生		登録（免許証）番号	備考
	住所			第 号	
構造設備の概要	面積	作業所	消毒所		
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	理容いす	台			
	主な理容器具				
理容師その他の従業員	氏名	生年月日	登録（免許証）番号	備考	
			第 号		
			第 号		
			第 号		
			第 号		
開設予定年月日	年 月 日				
重複開設の有無	有 ・ 無				
	美容所の名称				
	開設（予定）年月日	年 月 日			

## 備考

- 1 理容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、届出書の管理理容師、構造設備の概要、理容師その他の従業員又は重複開設の有無で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、理容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、(2)から(4)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
  - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
  - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、理容いす、縮尺等を明示したもの）
  - (3) 理容師の結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
  - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
  - (5) 理容師法施行規則第19条ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。
- 4 理容所と同一の場所で美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）の重複開設が認められる場合は、全ての理容師が美容師免許を取得している場合に限る。